

公益財団法人京都府スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://kyoto-sa.com/>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>(ア) 長期計画に類するものとして、京都府スポーツ推進計画（10年毎に改定）に基づき取り組んでいる。</p> <p>(イ) 中期計画としては、5年毎に見直し改定される中間年改定に基づき取り組んでいる。</p> <p>(ウ) 短期計画としては、毎年度 事業推進の重点及び事業計画を策定している。</p>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>(ア) 定款において、評議員、役員等について定めている。</p> <p>(イ) 事務局職員については、公益財団法人京都府スポーツ協会事務局職員服務規程で服務について定めている。</p> <p>(ウ) 加盟団体については、公益財団法人京都府スポーツ協会加盟団体規程で定めている。</p> <p>しかし、全て懲戒・処分規程が盛り込まれていないため、検討していく予定である。</p>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員に関する「役員及び評議員の報酬に関する規定」「理事会及び評議員会への出席旅費に関する規程（内規）」及び事務局職員の給与等に関する「公益財団法人京都府スポーツ協会給与規程」を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第5章（第11条～15条）において、本会の資産・会計について定めている他、各種規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(ア) スポーツ少年団設置規程において、スポーツ少年団の組織運営に関する規則を定めている。 (イ) 公益財団法人京都府スポーツ協会加盟団体規程第6条において、分担金に関する規則を定めている。 (ウ) 公益財団法人京都府スポーツ協会加盟団体規程第7条・8条において、加盟・脱退に関する規則を定めている。 (エ) 公益財団法人京都府スポーツ協会賛助会規程において、会費等に関する規則を定めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	各競技団体が、選考方法を予め関係者に周知徹底していることを条件とし、参加資格が満たしているか確認し、決定している。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(ア) 本年度からスポーツ・インテグリティ向上委員会を設置し、コンプライアンス強化に繋がる方策を検討している。 (イ) 今後の役職員等の研修の在り方を検討している。

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである</p>	<p>(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること</p>	<p>(ア) 令和2年度からスポーツ・インテグリティ向上委員会を設置したところである。昨年度は準備委員会ではあったが、第1回のコンプライアンス強化のための研修会（加盟団体、HC対象）を実施した。</p> <p>(イ) 令和2年度は、この社会情勢を踏まえ、開催時期、対象者、内容等を検討しているところである。</p> <p>(ウ) 選手対象としては、国体結団式の際に研修会を実施したり、時報（広報誌）・HP等により、啓発活動をするなど実施方法について検討中である。</p> <p>(エ) 京都府スポーツ指導者研修会、アンチドーピング研修会、京都府スポーツ少年団指導者研修会を毎年開催している。</p>
<p>[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである</p>	<p>(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること</p>	<p>(ア) 会計事務所と年間契約しており、日々の指導については、常時受けられる体制となっている。</p> <p>(イ) 理事等役員と監事との情報共有は、事務局長が中心となり、必要事項については情報共有しているところである。</p>
<p>[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである</p>	<p>(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること</p>	<p>(ア) 国や助成元における要項の定めに沿って、適切に処理しており、複数体制でチェックをしている。</p> <p>(イ) 府の監査を受けている。</p>
<p>[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。</p>	<p>(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと</p>	<p>(ア) 法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を本会事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p>(イ) 定款、役員名簿、組織図、事業計画、収入予算、支出予算、事業報告、収支計算書、財産目録をHPで開示している。（http://kyoto-sa.com/）</p>

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。</p>	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること</p>	<p>選手団名簿をHPで開示している。</p>
<p>[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。</p>	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること</p>	<p>本会ガバナンスコードの遵守状況をHPで開示している。</p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>(ア) 加盟団体に対し、(公財)日本スポーツ協会等からの通知等について、情報提供している。 (イ) 加盟団体等に対し、組織運営及び業務執行について適切に指導、助言できるような規程整備の検討をする。 (ウ) 日常的に、加盟団体からの質疑、照会等に対応している。</p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>(ア) 加盟団体に対し、(公財)日本スポーツ協会等からの通知等について、情報提供している。 (イ) 定期的な研修会を開催している。 (ウ) 事務担当者会議等において、コンプライアンス向上に係る研修を取り入れる。</p>